

# 「標準報酬制」が10月より開始になります。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成27年10月から公務員も厚生年金に加入することになり、いわゆる2階部分の年金は厚生年金に統一します。これにより、地方公務員共済制度における掛金・負担金及び給付額の算定基礎が、給料を基準に計算する「手当率制」から、現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行することになります。

(一般職の場合)

**現 行**

$$\text{給料月額} \times 1.25 \text{ (手当率)} \times \text{掛金・負担金率} = \text{掛金・負担金}$$

掛金・負担金の算定基礎 (労使折半で負担)

{

組合員の掛金

地方公共団体等の負担金

**改正後**

$$\text{標準報酬月額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{掛金・負担金率} = \text{掛金・負担金 (労使折半で負担)} \\ \text{保険料率} = \text{保険料 (労使折半で負担)} \end{array} \right.$$

4~6月の報酬※の平均額を【等級表】に当てはめて算出 (本年は6月のみの報酬に基づく。ただし、6月に支給される5月の超過勤務手当等が標準報酬の算定基礎となりますのでご注意ください)

※報酬とは給料に実際の手当(時間外勤務手当、通勤手当、扶養手当等)を加えたもの

⇒ 標準報酬制への移行によって、基本給は同じでも、手当の金額によって標準報酬月額が異なってくるため移行前後で掛金は違ってくることになります。

○標準報酬月額は、原則、年1回決定され(「定時決定」という。)、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とされます。【本年は制度導入のため10月から】

定時決定の他に、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定等」があります。

標準報酬制度への移行に伴い、表のように短期給付が改正になります(例として主な3つを列記)

給付の種類	現行	10月以降
傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
育児休業手当金	1日につき 180日に達するまで 1日につき 給料日額×67/100×1.25  181日以降 給料日額×50/100×1.25	1日につき 180日に達するまで 1日につき 標準報酬の日額×67/100  181日以降 標準報酬の日額×50/100
災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数×給料×1.25	損害の程度に応じ定められた月数×標準報酬の月額

標準報酬に関するパンフレットを5月に組合員の皆さんにお配りする予定です。